

様式第2号（第6条関係）

富士吉田市指令第 号
年 月 日

様

富士吉田市長

富士吉田市木質ペレットストーブ設置費等補助金交付額決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった富士吉田市木質ペレットストーブ設置費等補助金については、富士吉田市木質ペレットストーブ設置費等補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金の額 _____ 円

2 補助金の交付条件

- ・不正の手段により補助金を受けたときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
- ・データの提供の要求に対して、これに応じなければならない。
- ・木質ペレットストーブ使用において、煙等が近隣の迷惑とならないよう配慮しなければならない。

（支払い予定 年 月 日）